

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第63号

四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則の一部を改正する規則  
 四日市市税条例に係る軽自動車税の減免に関する規則（令和元年四日市市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（種別割の減免の対象及び範囲）		（種別割の減免の対象及び範囲）	
第3条（略）		第3条（略）	
2 条例第90条第1項の規定の適用を受ける軽自動車等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免要件に該当するものとする。ただし、年度の途中において減免すべき事由の有無について変動が生じた場合は、その変動が生じた月の属する年度の翌年度分から減免又は課税するものとする。		2 条例第90条第1項の規定の適用を受ける軽自動車等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免要件に該当するものとする。ただし、年度の途中において減免すべき事由の有無について変動が生じた場合は、その変動が生じた月の属する年度の翌年度分から減免又は課税するものとする。	
区分	減免要件	区分	減免要件
条例第90条第1項第1号に該当する軽自動車等	1 身体障害者等（次項第5号に該当するものを除く。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満の者（ <u>18歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等で減免を受けた場合であって、当該身体障害者が18歳以上</u>	条例第90条第1項第1号に該当する軽自動車等	1 身体障害者等（次項第5号に該当するものを除く。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満の者、精神障害者又は知的障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者等、専ら当該身体障害者等

	<p>になった時以降に当該軽自動車等の使用状況に変更がないときにおける当該身体障害者を含む。)、精神障害者又は知的障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者等、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所、<u>生業その他社会参加活動</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する軽自動車等</p> <p>2 (略)</p>		<p>の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する軽自動車等</p> <p>2 (略)</p>
(略)		(略)	
3 (略)		3 (略)	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(財政経営部市民税課)